○経済産業省国土交通省告示第五号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和七年七月三十日付けをもって、北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和七年八月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

一　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる(1)から(15)までの地点を順次に結んだ線、(16)から(26)までの地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(1)　北緯四二度三六分一二秒東経一三九度四九分四八秒の地点
(2)　北緯四二度三六分一二秒東経一三九度四七分三六秒の地点
(3)　北緯四二度三四分三八秒東経一三九度四七分三五秒の地点
(4)　北緯四二度三〇分五秒東経一三九度四八分三三秒の地点
(5)　北緯四二度二六分五九秒東経一三九度四八分四七秒の地点
(6)　北緯四二度二二分五七秒東経一三九度四六分五四秒の地点
(7)　北緯四二度二一分二五秒東経一三九度四四分四一秒の地点
(8)　北緯四二度一八分五六秒東経一三九度四四分二秒の地点
(9)　北緯四二度一二分三三秒東経一三九度四六分一二秒の地点
(10)　北緯四二度一一分三二秒東経一三九度五〇分四九秒の地点
(11)　北緯四二度七分一三秒東経一三九度五三分三五秒の地点
(12)　北緯四二度六分四二秒東経一三九度五四分三一秒の地点
(13)　北緯四二度五分三八秒東経一四〇度〇分一八秒の地点
(14)　北緯四二度二分五三秒東経一四〇度二分二三秒の地点
(15)　北緯四二度三分四三秒東経一四〇度四分三〇秒の地点
(16)　北緯四二度七分一〇秒東経一四〇度八分五秒の地点
(17)　北緯四二度六分四八秒東経一四〇度五分五二秒の地点
(18)　北緯四二度五四分五九秒東経一四〇度六分二一秒の地点
(19)　北緯四二度五一分三六秒東経一四〇度四分三二秒の地点
(20)　北緯四二度四九分五九秒東経一四〇度四分二九秒の地点
(21)　北緯四二度四九分三〇秒東経一四〇度二分四七秒の地点
(22)　北緯四二度四八分三五秒東経一四〇度二分一秒の地点
(23)　北緯四二度四六分三五秒東経一四〇度二分一一秒の地点
(24)　北緯四二度四二分七秒東経一三九度五八分三三秒の地点
(25)　北緯四二度三八分二七秒東経一三九度五七分三五秒の地点
(26)　北緯四二度三八分二九秒東経一四〇度〇分一秒の地点

平面図

